

平成29年7月実施 松山市任期付職員 (育児休業職員の代替職員) 採用試験実施要領

平成29年6月26日

松山市任期付職員(育児休業職員の代替職員)採用試験を次のとおり実施します。

- ★任期付職員(育児休業代替)とは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得する職員の代替の正規職員として業務に従事する職員のことです。任期が定められていること及び育児休業を取得できないこと以外は、原則として任期の定めのない職員と同様です。(勤務時間、休暇、服務、災害補償等)
- ★この試験の合格者は「任期付職員(育児休業代替)採用候補者名簿」に登載され、育児休業を取得する職員があった場合に、随時採用されます。
なお、この名簿の登載期間は、登載日から1年間です。
ただし、登載されても、育児休業を取得する職員の状況により、採用されない場合もありますので、御了承ください。

1 試験職種及び採用予定人数等

試験区分		採用予定人数	勤務場所
一般事務職	K	20名程度	市長の事務局又は行政委員会等に配属され、一般行政事務に従事する。

(注) 採用予定人数については変更になる場合があります。

2 受験資格

- 一般事務の職務経験(正規職員、臨時的任用職員等の経験)を、平成29年7月1日現在でおおむね1年以上有する者
※合格した場合は、職務経験を証明する勤務先の証明書が必要となります。
- パソコンの基本操作(文書作成、表計算)が可能な者
- 日本国籍を有する者
- 次のアからオまでに該当しない者(地方公務員法第16条の欠格条項)
 - 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時及び場所等

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者について行います。

区分	日 時	場 所	合格発表
第1次試験	平成29年7月29日(土) 午前8時30分から 午後に及ぶ (開場は午前8時予定)	松山センタービル1号館 4階第1会議室 (愛媛県松山市三番町四丁目 9-5)【最終頁の地図参照】	平成29年8月上旬から 中旬(予定)に松山市役 所掲示板に掲示するほか 受験者全員に合否を通知 する。
第2次試験	平成29年8月26日(土) (予定)	松山市役所会議室ほか ※詳細は第1次試験合格者 に通知する。	平成29年9月中旬(予 定)に松山市役所掲示板 に掲示するほか受験者全 員に合否を通知する。

4 試験の方法

区分	科 目	内 容		時 間
第1次試験	教養試験	択一式	言語・社会科学系、数論理・自然科学系、 時事・常識系の一般知識・教養について	30分
	口述試験	主として人物についての個別面接		約15分
	・得点配分は、教養試験：口述試験＝1：1とする。			
第2次試験	口述試験	主として人物についての個別面接		約15分
	・その他詳細は、第1次試験合格者に通知する。 ・得点配分は、1次試験：2次試験＝1：4とする。			

5 受付期間等

受付期間は、平成29年7月3日(月)から平成29年7月14日(金)までです。

(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送の場合は、平成29年7月14日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

6 受験手続(人事課の所在地等は最終頁を参照)

(1) 申込書及び受験票を次の方法により入手してください。

申込書及び受験票は、人事課、市役所本館1階案内所、市民サービスセンター(松山三越、フジグラン松山、いよてつ高島屋)及び各支所でお渡しします。

郵便で請求する場合は、封筒に「任期付職員(育児休業職員の代替職員)採用試験申込書請求」と朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒(角形2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの)を同封して人事課に送付してください。

市ホームページから印刷することもできます。印刷する場合はA4両面印刷をしてください。

(2) 申込書及び受験票を人事課に提出してください。

申込書及び受験票(申込書及び受験票には、同じ写真を貼ること。写真は、申込前3ヵ月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度のものであること。写真の裏に申込者の氏名を明記してから貼ること。)に必要事項を記入して人事課に提出してください。

郵送で提出する場合は、封筒の表に「任期付職員(育児休業職員の代替職員)採用試験申込み」と朱書きし、上記の申込書及び受験票と、あなたの宛先を明記した返信用封筒(長形3号サイズ

の封筒に82円分の切手を貼ったもの)を同封して簡易書留で人事課に送付してください。なお、郵送する場合は、必ず封筒に差出人の住所及び氏名を記入してください。(簡易書留の控えは、受験票が届かなかった場合の確認手段となりますので、受験票が届くまで保管してください。)

受験資格を確認し、受験資格を満たしている場合は、返信用封筒で受験票を送付します。なお、平成29年7月26日(水)までに受験票が届かない場合は、人事課に問い合わせてください。

※ホームページ上から直接申し込むことはできません。

7 採用予定日及び給与等

(1) 採用予定日

この試験の最終合格者は、任期付職員採用候補者名簿(登載された日から1年間有効)に登載され、職員の育児休業の取得状況に応じて随時採用します。受験資格がない場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

任期は、3年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。なお、職員の育児休業期間の延長があった場合等には、任期の始期から3年以内で任期が更新される場合があります。また、育児休業を取得する職員が育児休業取得前に産前・産後休暇を取得する場合は、その期間を臨時的任用職員として採用することがあります。

(2) 給与(平成29年6月現在)

松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)等の規定により、職歴等を一定基準で換算して決定します。例として、高卒かつ一般事務経験が1年ある場合はおおむね給与月額150,000円、大卒かつ一般事務経験が1年ある場合はおおむね給与月額180,000円です。

また、上記のほか期末手当及び勤勉手当並びに該当者には扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等を支給します。

(3) 勤務時間等

勤務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分、1週間につき38時間45分勤務となります。ただし、配属先によっては、シフト制勤務(土・日・祝日勤務等)があります。

8 試験結果について

(1) 第1次試験及び第2次試験の合否は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号については、松山市役所前掲示板に掲示するほか市ホームページでも公開します。合否の通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否は松山市役所前掲示板や市ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。

(2) 次の5項目については、第1次試験は受験者全員に、第2次試験は不合格者のみに通知します。(総合得点・科目別得点・受験者数・順位・合格最低点)

9 福利厚生等

健康保険制度(共済)、厚生年金保険、通勤及び公務上における災害補償

10 その他

(1) 指定された日時に試験会場に集合してください。なお、松山センタービル1号館に駐輪及び駐車をする場所はありません。駐輪をする場合は、松山市役所駐輪場を利用してください。

(2) 第1次試験及び第2次試験それぞれにおいて、指定された日時及び場所で全ての科目を受験した方を受験者として、公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者として扱います。

(3) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。

- (4) 申込書等に記載された受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。
- (5) 試験当日には、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム及び時計（携帯電話その他電子機器を時計の代用品として使用することはできません。）を持参してください。
- (6) 昼食等は各自で用意してください。
- (7) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、松山市とは一切関係がありませんので注意してください。
- (8) 台風等の非常災害のため、やむを得ず試験日程を変更等する場合は、市ホームページでお知らせします。
- (9) その他質問等がある場合は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに下記の間合せ先に問い合わせてください。



申込先及び問合せ先
 〒790-8571
 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
 松山市総務部人事課
 TEL 089-948-6940 FAX 089-934-9205
<http://www.city.matsuyama.ehime.jp>